

新型コロナウイルス感染症変異株に係る積極的疫学調査等について	
A 委員	(2) 入院勧告等 「なお、南アフリカ、ブラジル及びフィリピンにおいて確認されている変異株の患者については、従来株の患者 又は 当該患者とは別の変異株の患者と同室として差し支えない。」と書かれていますが、変異株のうち英国株の事が書かれていませんので、南アフリカの前に英国を加筆した方が良いと思います。
B 委員	変異株の精査は可能であれば 100%でお願いいたします。
C 委員	変異株であるかの判定は、今後の対策を考える上で重要な判断材料となるので、陽性検体はできる限り確認すべきと考えます。ウイルスの型により今後の予測や他の地域での感染状況を参考にしたりできる為、全都道府県で対応すべきと考えます。